

条例改正に当たっての個別論点

1 条例で定める必要がある事項

(1) 本人開示等請求に係る手数料の設定 (資料 1 P 4 ①ア)

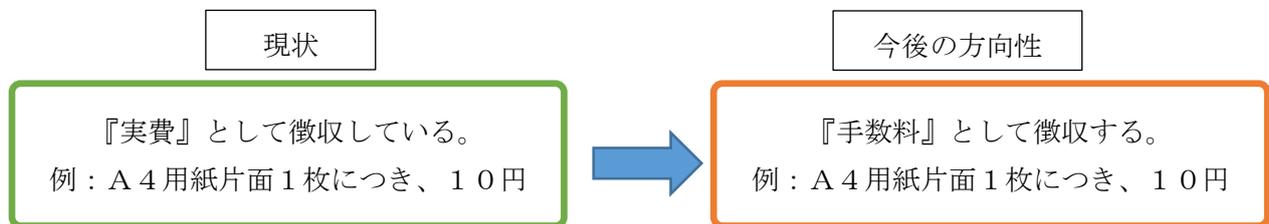
個人情報保護法 (改正法)

第八十九条

- 2 地方自治体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

<検討事項>

手数料の設定について



該当条項

・八潮市個人情報保護条例 (第 3 1 条)

第 3 1 条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書、図画又は写真の写しの交付その他の開示の実施に要する費用として、実施機関が定める額の費用を負担しなければならない。

・八潮市個人情報保護条例施行規則 (第 2 2 条)

第 2 2 条 条例第 3 1 条の実施機関が定める額は、紙媒体の情報の写しの交付に要する費用については、日本産業規格A列4番1枚につき10円とする。ただし、黒色一色複写機により作成することができないものにあつては、実費相当額とする。

2 電磁的記録の写しの交付に要する費用は、実費相当額とする。

3 第 1 項の規定による費用の算定をする場合において、用紙の両面に複写し、又は出力したものがあるときは、片面につき用紙一枚として算定するものとする。

4 開示の実施に要する費用の徴収は、前納とする。

【参考】

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること (例えば、従量制とすること。) や手数料を徴収しないこととすること (手数料の額を無料とすること。) も可能である。(個人情報保護法ガイドライン (行政機関等編) (以下「ガイドライン」という。) P52)

(2) 行政機関等匿名加工情報(※1)の利用に関する契約に係る手数料の設定

(資料1 P4①イ)

個人情報保護法(改正法)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

<検討事項>

匿名加工情報制度の導入及び当該情報の利用に係る手数料の設定について

- 匿名加工情報の提案募集に係る制度については、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに適用され、その他の地方公共団体については、任意とされている。(改正法附則第7条)

現状

今後の方向性

行政機関等匿名加工情報制度に関する規定がないため、手数料についても規定なし。



新たに行政機関等匿名加工情報の規定はしないため、手数料についても規定しない。

※行政機関等匿名加工情報の提案募集は現在事例がなく、ノウハウ等についての研究が必要のため、当面は実施せず、国・県等の動向を注視する。

該当条項

- 八潮市個人情報保護条例
規定なし

※1 「行政機関等匿名加工情報」

個人情報に含まれる記述の一部又は個人識別符号(※2)を削除ないし置換して特定の個人を識別できないようにしたもの

※2 「個人識別符号」

特定の個人を識別できる文字・番号・記号などの符号で、法令で定められたもの。指紋・手指の静脈・顔・DNAなどの生体情報をデジタルデータに変換したものや、運転免許証・パスポート・各種保険証の被保険者番号、住民票コードやマイナンバーなどがこれにあたる。

2 条例で定めることが法律上許容されている事項

(1) 条例要配慮個人情報の内容（資料1 P4②ア）

個人情報保護法（改正法）

第二条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第六十条

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

<検討事項>

「条例要配慮個人情報」の規定について

現状

『要配慮個人情報』については、条例第2条第4号に定めており、法と同様の内容を規定している。

今後の方向性

『要配慮個人情報』については、改正法第2条第3項で規定されている。そのほか、改正法第60条第5項の規定により、条例で独自に『条例要配慮個人情報』を定めることが許容されているが、現時点においては該当するものが想定されないため、規定しない。

【該当条項】

・八潮市個人情報保護条例（第2条第4号）

第2条

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

・八潮市個人情報保護条例施行規則（第3条）

第3条 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

※ 改正後の政令においても、同様の記述等が規定されているため、現行条例の『要配慮個人情報』との齟齬は生じない。

(2) 本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）

（資料1 P4②イ）

個人情報保護法（改正法）

第七十八条

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

<検討事項>

開示請求に係る不開示情報について、八潮市情報公開条例における公開請求に係る公開情報、非公開情報との整合性を図ることについて

【情報の開示・公開状況及び改正後の取扱い】 ○…公開・開示、×…非公開・不開示

情報の開示・公開状況		改正後の取扱い
改正法	八潮市情報公開条例	
×	×	×
×	○	×（※1）
○	○	○
○	×	○（※2）

※1 原則×となるが、情報公開条例との整合性を確保するために非公開とされていない情報については、条例で定めることで○とすることができる。

※2 原則○となるが、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報で、情報公開条例で公開しないとされている情報のうち、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要がある情報については、条例で定めることで×とすることができる。

現状

今後の方向性

『不開示情報』については、条例第19条各号に定めている。



『不開示情報』については、改正法第78条第1項各号に定められている。
この『不開示情報』について、現行の条例の規定と改正後の法の規定に大きな差異はなく、情報公開条例と整合が図れない情報が生じることが想定されないため、規定しない。

【該当条項】

・八潮市個人情報保護条例（第19条各号）

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令の規定により、又は国の機関若しくは県の機関からの指示（地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない情報
- (2) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 診療、指導、相談、選考、試験その他の個人に対する評価又は判断に関する事務事業に係る個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第5条）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。))又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(3) 本人開示請求等の手続きに関する規定（開示等に係る日数等）

(資料1 P4②ウ)

個人情報保護法（改正法）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内になければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

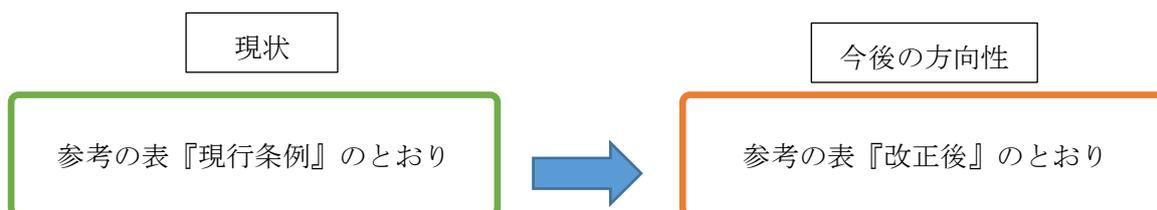
第一百八条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

<検討事項>

開示請求等に対する決定の期限について

- ・開示請求等に対する決定の期限について、条例に規定することにより、法の規定より短い期間とすることは認められるが、法の規定より長い期間とすることは許容されないとされている。



【参考】

【開示決定等の日数】

	改正法	現行条例	改正後
原則	30日以内	15日以内	15日以内
延長（※1）	30日	45日（※2）	30日
最大日数	60日	60日	45日

※1 事務処理上の困難その他正当な理由がある場合

※2 本市の条例では、「請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる」とあるため、『原則15日+○日=60日』となる。そのことから『45日』となる。

【該当条項】

・八潮市個人情報保護条例（第24条第1項及び第2項）

第24条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(4) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（資料1 P4②エ）

個人情報保護法（改正法）

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

<検討事項>

審議会の設置規定について

※ 改正法の「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいうとされ、この点、個人情報の取得、利用、提供、電子計算機の結合等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは許容されないとされている。

現状

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について審議するために設置されている。

今後の方向性

改正法では、審議会への諮問については、条例で定めた上で、個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に限り規定されている。今後は、法律に規定する事項について意見を聴く必要がある場合に設置することとする。

【該当条項】

・八潮市附属機関設置条例（別表）

附属機関名	職務
八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について審議する。

・八潮市個人情報保護条例（第14条）

第14条 実施機関は、次に掲げる場合を除くほか、電子計算機を利用して個人情報を提供するため、市の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合を行ってはならない。

- (1) 法律又はこれに基づく命令の規定によるとき。
- (2) 公益上の必要があり、かつ、提供を受けるものが十分な個人情報の保護措置を講じている場合であって、八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるとき。

3 その他事項（今後、運用・解釈が異なるもの）

（1）法律の適用対象（改正法の適用対象となる市の機関）（資料1 P4③ア）

個人情報保護法（改正法）

第二条

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 略

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

現状

改正後

『実施機関』について次の機関を定めている。

【実施機関】

市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

現行条例で定める実施機関のうち、議会については、条例で含めることができない。

（今後は議会が自立的な対応により個人情報保護の制度を実施することとなる。）

根拠条項

・八潮市個人情報保護条例（第2条）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 個人情報の定義規定 (資料1 P4③イ, P5③キ)

個人情報保護法 (改正法)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

現状

改正後

個人に関する情報であり、
①記述等により特定の個人を識別することができるもの
②他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
③個人識別符号が含まれるものに該当するもの



『生存する』個人に関する情報であり、
①記述等により特定の個人を識別することができるもの
②他の情報と『容易に』照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
③個人識別符号が含まれるものに該当するもの

- ※ 改正法では、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報」と明記されている。また、条例において死者の情報を個人情報の定義に含めることについても許容されない。（ガイドライン P13）
- ※ 改正法では、照合の容易性が要件となっているため、容易に照合できない情報は個人情報から除かれている。

根拠条項

・八潮市個人情報保護条例（第2条）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人情報の取扱いに関する規定【収集の制限】(資料1 P4③ウ)

個人情報保護法(改正法)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

現状

改正後

現行条例では、個人情報は原則として本人から収集しなければならないと定めている。



改正法では、この原則に係る規定は定められていないため、本人以外からの収集が可能となる。
(一方、個人情報の保有について、法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定されている。)

根拠条項

・八潮市個人情報保護条例(第6条)

第6条 実施機関は、個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
- (4) 法令の規定により提供を受ける場合において、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することにつき相当の理由があるとき。

- (5) 人の生命、身体又は財産の保護を目的とするとき。
- (6) 租税の賦課若しくは徴収に係る事務、争訟に係る事務又は選考、指導若しくは相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他事務又は事業の性質上、本人から個人情報を取得することが当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (7) 前号に掲げる場合のほか、所在不明又は精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分であることにより本人から取得することができないとき、本人以外の者から取得することが明らかに本人の利益になるとき、その他本人以外の者から取得することにつき特別の理由があるとき。

(4) 個人情報ファイル簿の作成、公表に関する規定 (資料1 P4③エ)

個人情報保護法 (改正法)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿 (以下この章において「個人情報ファイル簿」という。) を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

現状

現行条例に基づき、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、条例に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、公表している。
※人数に関する規定なし。



改正後

個人情報ファイル簿 (個人情報ファイル (1,000人以上のデータベース) の概要に関する帳簿の作成及び公表を義務化されている。
本市では引き続き従前どおり、人数に関わらず、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う。

根拠条項

・八潮市個人情報保護条例（第16条）

第16条 市長は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第9号までに掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第5号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、実施機関における利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(5) 開示、訂正及び利用停止請求に関する規定【任意代理人による開示請求等】

(資料1 P4③オ, P5③シ)

個人情報保護法（改正法）

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

現状

改正後

個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができる人

- ①本人
- ②法定代理人
- ③任意代理人（特定個人情報のみ）



個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができる人

- ①本人
- ②法定代理人
- ③任意代理人

根拠条項

・八潮市個人情報保護条例（第17条）

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第19条第2号、第32条第2項及び第40条第2項において同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(6) 法の規定に加え、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定（資料1 P5③ク）

個人情報保護法（改正法）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

現状

改正後

現行条例では、本人の同意があるとき、法令に基づくとき等の場合以外は要配慮個人情報を取り扱ってはならないとされている。



改正法では、公的部門に係る要配慮個人情報に関する規定はなく、通常の個人情報の保有制限等の規定が適用されることとなる。

※ 条例において、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定を定めることについても許容されない。（ガイドライン P16）

根拠条項

・八潮市個人情報保護条例（第7条）

第7条 実施機関は、要配慮個人情報については、次に掲げる場合を除き、取り扱ってはならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
- (4) 法令の定める所掌事務を遂行するため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護を目的とするとき。

(7) 電子計算機の結合の制限に関する規定 (資料1 P5③ケ)

個人情報保護法 (改正法)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

現状

改正後

現行条例では、原則として、電子計算機を利用しての個人情報の提供について、市の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合を行ってはならないと規定している。

ただし、①法令等の規定によるとき、②審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるときに限り、提供を可能としている。

社会全体のデジタル化の進展を受け、改正法では、電子計算機を用いた個人情報の取扱いに関する事項について規定されていない。

※ 改正法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いに着目した規定を定めておらず、改正法の求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。また、オンライン結合について、典型的に審議会への諮問を要件とすることも、改正法の趣旨に照らして許容されない。

根拠条項

・八潮市個人情報保護条例（第14条）

第14条 実施機関は、次に掲げる場合を除くほか、電子計算機を利用して個人情報を提供するため、市の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合を行ってはならない。

- (1) 法律又はこれに基づく命令の規定によるとき。
- (2) 公益上の必要があり、かつ、提供を受けるものが十分な個人情報の保護措置を講じている場合であって、八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるとき。